

名古屋コーチンPR商品認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小牧市内で製造又は販売されている土産品の中から、原料に名古屋コーチンを含むものを名古屋コーチンPR商品とすることにより、小牧の特産品等振興事業の発展に寄与することを目的とする。

(申請及び認定)

第2条 名古屋コーチンPR商品の認定を受けようとする会員は「名古屋コーチンPR商品認定申請書」(様式1)により申請するものとする。

- 2 名古屋コーチンPR商品は、認定審査委員会で審査し、一般社団法人小牧市観光協会(以下「協会」という。)の会長が認定する。
- 3 認定期間は5年とする。
- 4 認定期間中において、選定基準に関する項目で変更が生じたときは、協会へ速やかに連絡しなければならない。
- 5 申請者には、認定の可否を文書で通知する。

(認定審査委員会)

第3条 認定審査委員会の委員は、正副会長会の構成員とする。

- 2 認定審査委員会の委員長は会長が務める。

(条件)

第4条 名古屋コーチンPR商品は、次に掲げる条件を備えていなければならない

- (1) 市内において製造又は販売されている商品であること。
- (2) 名称、図案、意匠及び材料が名古屋コーチンに因む要素を有していること。
- (3) 名古屋コーチンPR商品として適正な価格であること。
- (4) 商品のパッケージ等において、小牧市の観光PR等が表示されていること。
- (5) 製造後3日以上保存にたえるものであること。
- (6) 安定的に本市内で購入可能であること。
- (7) 事業者が協会の正会員であること。
- (8) 関係法令に違反しないものであること。

(普及)

第5条 名古屋コーチンPR商品は、協会が次に掲げる手段で普及、PRに努める。

- (1) 協会ホームページへの掲載。
- (2) 小牧駅前観光案内所での商品の販売、PR。
- (3) 小牧市内の各イベントにて、ブース出展及び商品の販売、PR。
- (4) 小牧市外の各イベントにて、ブース出展及び商品の販売、PR。
- (5) 商談会等での旅行会社等関係機関に対しての広報・啓発用ノベルティとしての利用。

2 前項の販売に関する手数料については販売価格の10%以上とする。

(認定の取消し)

第7条 会長は、次に該当する理由があると認めるときは、名古屋コーチンPR商品の認定を取り消すことができる。

- (1) 名古屋コーチンPR商品が第4条に定める条件に適合しなくなったとき。
- (2) 名古屋コーチンPR商品としての信用を著しく害する行為があると認めるとき。
- (3) 名古屋コーチンPR商品の製造及び販売を中止したとき。

(雑則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

(様式1)

名古屋コーチンPR商品認定申請書

(一社)小牧市観光協会 会長 様

下記のとおり申請します。

申請日		年 月 日			
申請者	社名・商号 代表者名 担当者名				
	住 所	〒			
	TEL		FAX		
	e-mail				
申請商品	商品名・単位(何個入り等)	賞味期限	小売価格 (税込み)		
商品の特徴 (パッケージ 観光PR含む)					
商品取り扱いに 関しての注意事項					

※申請時に現品を1点ずつ提出してください。